



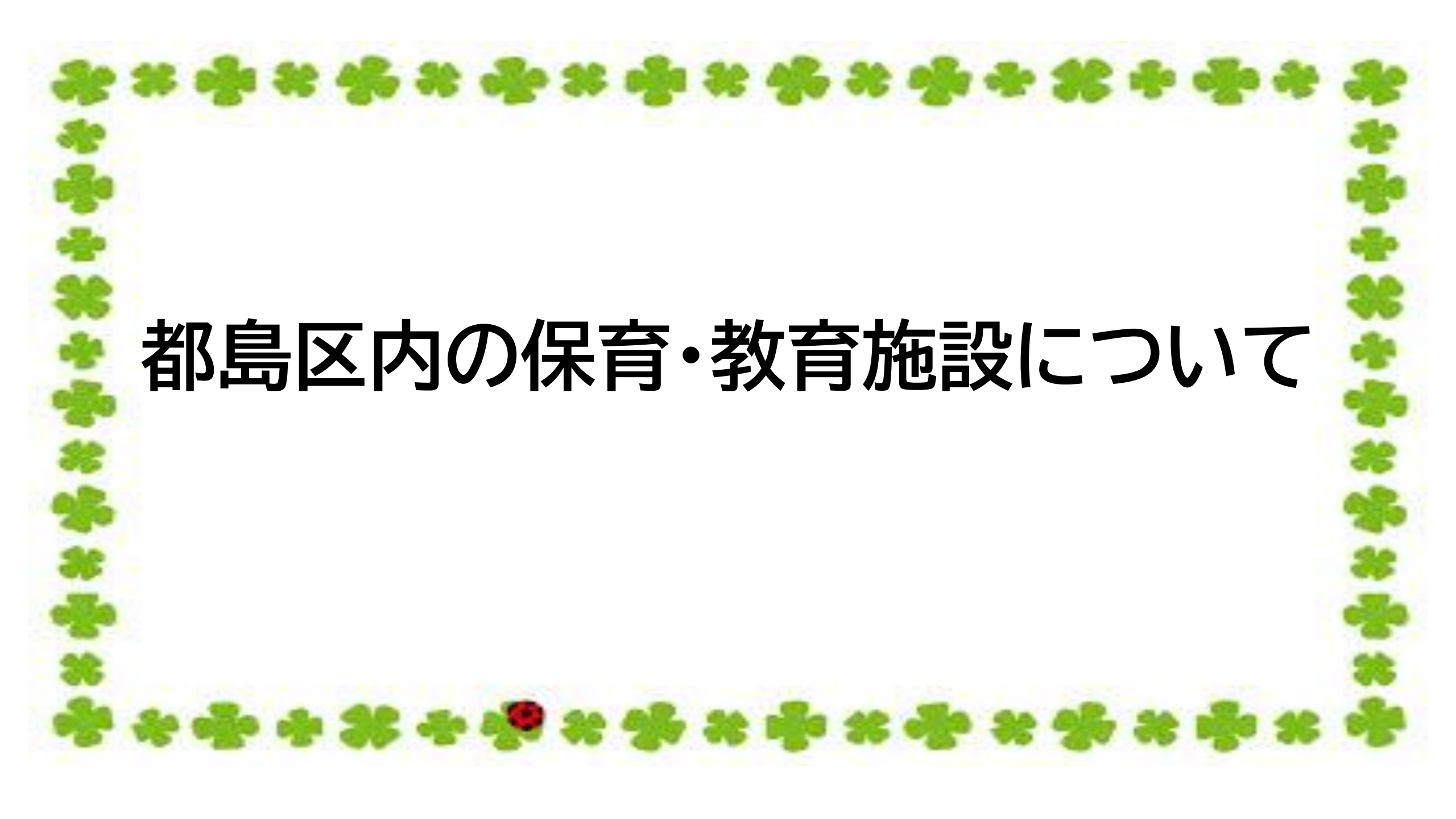
都島区子育てEXPO

2025

# ～もくじ～

- ☆ 都島区内の保育・教育施設について…………… 2～6 ページ
- ☆ 保育施設に関して…………… 7～11 ページ  
(保育所・認定こども園(2・3号認定)・地域型保育事業)
- ☆ よくある質問…………… 12～15 ページ
- ☆ お知らせ & 子育て支援コンシェルジュの案内…………… 16 ページ

都島区役所 保健福祉課(こども教育)  
担当：子育て支援コンシェルジュ



# 都島区内の保育・教育施設について

# 乳幼児が利用できる施設・事業

今回は主にこの4施設について説明します！

幼稚園

保育所

認定  
こども園

地域型  
保育事業

他にも…

認可外  
保育施設

一時預かり

病児・病後児  
保育事業

ファミリー・  
サポート・センター

などがあります。

# 幼稚園



## 小学校以降の教育の基礎をつくるための 幼児期の教育を行う施設

### 幼稚園(教育施設)について [1号認定]

入所可能年齢	3歳児～小学校就学まで ※園によって満3歳から入園可能な場合があります。
利用時間	標準：4時間/日(都島区の場合9:00～14:00が多い) ※園によっては午後や土曜日、夏休み等の長期休業期間の預かり保育を実施しています。
利用できる お子さん	保護者の方が「 <b>保育を必要とする事由</b> 」に該当の有無を問わず利用することができます。 ※ただし新2号認定をうける場合は、該当する必要があります。
利用方法	入園を希望する園へ願書を取りに行き、園へ提出。



「保育を必要とする事由」…預ける理由のことを言います。(▷詳細：5ページ)

「新2号認定」…預かり保育を利用する際、新2号認定をうけていれば利用日数に応じて3～5歳児は日額上限450円、最大月額1.13万円(満3歳児の住民税非課税世帯のお子さんは1.63万円)までの範囲で無償化となります。

# 保育所



## 就労などのために家庭で保育できない 保護者に代わって保育する施設

### 保育所(保育施設)について [2・3号認定]

入所可能年齢	0歳児～小学校就学まで
利用時間	最大：8時間/日または、11時間/日 ※就労状況等に応じて必要な範囲での利用となります。
利用できる お子さん	保護者のいずれもが「 <b>保育を必要とする事由</b> 」に該当するお子さんが 利用することができます。
利用方法	お住まいの区の保健福祉センターへ申込む。

**重要!**

#### 認定について

- 1号認定…保護者が保育を必要とする事由に該当しない、**満3歳以上**のお子さん
- 2号認定…保護者のいずれもが保育を必要とする事由に該当する、**満3歳以上**のお子さん
- 3号認定…保護者のいずれもが保育を必要とする事由に該当する、**満3歳未満**のお子さん



進級先…都島乳児保育センター(⇒(認)都島児童センター)、都島第二乳児保育センター  
(⇒(認)ひがみや児童センター)、都島友渕乳児保育センター(⇒(認)友渕児童センター)

# 認定 こども園



## 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、 地域の子育て支援も行う施設

### 認定こども園(教育・保育施設)について [1・2・3号認定]

	1号認定	2・3号認定
入所(利用) 可能年齢	3歳児～小学校就学まで ※園によって満3歳から入園可能な場合があります。	0歳児～小学校就学まで ※淀川・高倉・育生幼稚園は3歳児～利用可能となります。
利用時間	標準：4時間/日 (都島区の場合9:00～14:00が多い) ※園によって午後や土曜日、夏休み等の長期休業期間の預かり保育を実施しています。	最大：8時間/日または、11時間/日 ※就労状況等に応じて必要な範囲での利用となります。
利用できる お子さん	保護者の方が「 <b>保育を必要とする事由</b> 」に該当の有無に関わらず利用することができます。 ※ただし新2号認定をうける場合は、該当する必要があります。	保護者のいずれもが「 <b>保育を必要とする事由</b> 」に該当する必要があります。
利用方法	入園を希望する園へ願書を取りに行き、園へ提出。	お住まいの区の保健福祉センターへ申込む。

# 地域型 保育事業



## 保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、 0～2歳の子どもを保育する事業

### 地域型保育事業(保育施設)について [3号認定]

入所可能年齢	0歳児～2歳児 ※卒園後に関して…一部施設では連携施設(進級先)を設けている場合があります。その場合は利用施設を通じて案内・受付を行います。連携施設がない場合や連携施設以外を希望または、連携施設の定員を超えた場合等は申込みが必要となります。
利用時間	最大：8時間/日または、11時間/日 ※就労状況等に応じて必要な範囲での利用となります。
利用できる お子さん	保護者のいずれもが「 <b>保育を必要とする事由</b> 」に該当するお子さんが利用することができます。
利用方法	お住まいの区の保健福祉センターへ申込む。



地域型保育事業には、①家庭的保育 ②小規模保育 ③居宅訪問型保育 ④事業所内保育の4種類の事業があり、都島区には②小規模保育(A・C型)のみ開園中です。(▷詳細：7ページ)



# 保育を必要とする事由とは？



保育を必要とする事由とは、保育施設へ預ける理由のことです。

保育施設を利用するには、保護者のいずれもが保育を必要とする事由に該当する必要があります。

## 保育を必要とする事由

就労	1か月に48時間以上労働することを常態としている場合
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がない場合(産前産後8週間(多胎妊娠は産前14週間)以内)
疾病・障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有している場合
介護・看護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している場合
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合
就学	就学している場合
その他	その他、保育が必要な状態にあると区保健福祉センター所長が認める場合

# 利用可能期間について(保育施設の場合)



保育を必要とする事由によって保育施設の場合、利用可能期間が変わります。

## 保育施設等の利用可能期間

就労	当該子どもの小学校就学まで
妊娠・出産	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで
疾病・障がい	当該子どもの小学校就学まで
介護・看護	当該子どもの小学校就学まで
災害復旧	当該子どもの小学校就学まで
求職活動	入所日から起算して90日を経過する日の月末まで
就学	保護者の卒業・修了予定日の月末まで
その他	区保健福祉センター所長が必要と認める期間




### 入所後、第2子以降の産休・育児休業を取得する場合、退園が必要なのか？

原則として、育児休業の対象となる子どもが満1歳を迎えてから最初の3月31日まで継続して保育施設を利用することができます。



# 保育所・認定こども園（2・3号認定）・地域型保育事業の申込みについて

**重要!** ※4月入所に関しては、令和7年度の日程となります。（例年、同様のスケジュールとなります）  
 ※幼稚園・認定こども園(1号認定)の申込については、各施設へお問い合わせください。

利用希望月	申請書 配付期間	受付期間	受付場所	結果通知
① 4月入所 (一次調整)	大阪市ホームページ 令和7年度 保育施設・保育事業利用の案内 	令和6年 10月1日(火)～ 10月15日(火) ※事前予約必須	受付日により 異なります	令和7年 1月27日(月)発送
② 4月入所 (二次調整)	令和6年 9月4日(水)～	令和7年 1月10日(金)～ 2月7日(金)	都島区役所 2階23番窓口	令和7年 2月27日(木)発送
③ 年度途中の入所 (4月入所以外)	随時	利用希望月の前月5日まで (5日が閉庁日の場合は、 翌開庁日)	都島区役所 2階23番窓口	都島区の場合 〈内定〉利用希望月の 前月20日頃にTEL 〈保留〉利用希望月の 前月末に発送

【予約開始日】 9月9日(月)9時～

【二次調整の対象】  
 一次調整で申請していない方  
 または、一次調整の結果が保留だった方



希望園について…大阪市内の認可保育施設であれば、他区であっても利用することができます。

# 幼稚園・認定こども園（1号認定）の申込みについて

## 4月入園に関して(参考)

願書配布日…9月上旬

願書受付日…10月上旬

**重要!**

左記日程については、参考までとなります。

必ず希望園へ確認のお問い合わせをしていただくか、各園のホームページ等ご覧ください。

※早めに情報収集しておくことをおすすめします。

## 年度途中に関して

園によっては、年度途中の受入れを実施していない場合があります。  
手続きの流れや受入れの有無などは、希望園へお問い合わせください。

幼稚園

認定  
こども園



3歳児となる4月入園の前に各園によっては、3歳の誕生日を迎えたお子さんが利用できる「**満3歳児クラス**」や、「**プレ幼稚園**」「**プレ保育**」とって入園体験の期間を設けている園もあります。利用可能年齢・募集時期・実施日時等、各園が設定しています。

※それぞれ詳細は、各園へお問い合わせください。



# ～保育施設に関して～

(保育所・認定こども園(2・3号認定)・地域型保育事業)



# 小規模保育事業のA・B・C型って何が違うの？

	特徴			都島区内該当施設
	定員	職員資格	職員数 (子ども数対職員数)	
<b>A型</b>	6～19人	保育士(※1)	保育所の配置基準 (0歳児3対1、 1・2歳児6対1)より、 1名多く保育士を配置	桜の宮ベビーセンター きらきらBaby都島園 きらきらBaby都島本通園 子ロバ乳児園 東野田ちどりキッズ くじら保育園都島東野田園 くじら保育園都島北園 桜ノ宮サンフレンズ保育園 東野田ちどりキッズ庁舎内
<b>B型</b>	6～19人	1/2以上が保育士(※1) *保育士以外には研修実施		
<b>C型</b>	6～10人	市町村が行う研修を 修了した者	3対1 *場合により5対2	エンジェルキッズ都島園

※1 保健師、看護師又は准看護師の特例も設けられています。





# 保育施設の入所ってどう決まるの？

施設の受入可能数よりも申込者数が多い場合には、「**利用調整**」によって内定者を決定します。

## 利用調整とは？

ご家庭の保育の必要性を点数化し、空き状況に応じて点数の高いご家庭から順に保育施設の利用を決定することです。

## どうやって点数化されるの？

- ①提出された書類等を「**基本点数表**」に基づき、保護者の方の点数を出します。
- ②つぎに提出された書類等を「**調整指数表**」に基づき、ご家庭の状況に応じた点数を加減します。

## 同点の場合はどうなるの？

「**順位表**」に基づいて、順位を決定します。



「基本点数表」…申請書 2 2・2 3 ページ  
「調整指数表」…申請書 2 4・2 5 ページ  
「順位表」…申請書 2 5 ページ(下)

大阪市ホームページ  
「令和 7 年度 保育施設・保育事業利用の案内」  
\*PDFデータ 「令和 7 年度 保育施設・保育事業利用の案内」  
左記のページ数と同様になります。



# 保育施設の入所選考について（例）



例えば…あ保育園(0歳児、空き2人)、い保育園(0歳児、空き0人)  
A・B・Cさんの利用を希望するお子さんは0歳児とする。

## Aさんのご家庭 (☆ 希望園 ①い保育園 ②あ保育園)

※第1希望 い保育園は空きが0人のため内定ならず

父…就労(週5/1日8時間の勤務)

→ 100p

母…就労内定(週5/1日8時間の勤務)

→ 90p

【合計 190p】

## Cさんのご家庭 (☆ 希望園 ①あ保育園)

父…就労(週5/1日8時間の勤務)

→ 100p

母…求職活動中

(出産前に自己都合で退職・生活保護世帯該当なし)

→ 30p

祖母…自宅の1km圏内に在住・65歳未満該当(専業主婦)

→ -3p

【合計 127p】

## Bさんのご家庭 (☆ 希望園 ①あ保育園)

父…就労(週5/1日8時間の勤務)

→ 100p

母…就労(週5/1日8時間の勤務)

→ 100p

姉…あ保育園利用中

→ 7p

【合計 207p】

## 順位結果(あ保育園)

①Bさん 207p

②Aさん 190p

③Cさん 127p

この場合、あ保育園の空きは2人なので、上位であるBさんとAさんがあ保育園内定となります。



# 育児休業を取得中の方へ①

育児休業や育児休業給付金に関しては、勤務先または、ハローワークが決定します。  
(※詳細は、勤務先または、ハローワークへお問い合わせください。)

## ★ 育休中または、育休取得予定の方へ

以下の項目を事前に勤務先に確認しておきましょう！

- どのタイミングで復職が必要なのか
- 最大いつまで育休を取得できるのか
- 1年以上育休を延長する場合は、どのタイミングで何が 필요한のか

## ★ 育休中の場合

基本、お子さんが1歳になる頃、以下のどちらかの理由で保育施設の手続きが必要となる方が多いです。

- ①入所を希望する(※都島区の場合、原則生後6カ月以上であれば入所可能です。)
- ②育休延長のために保育施設等の**保留証明**が必要



保留証明…保育施設に入れなかった証明のこと。  
手続きの時期・締切に関して…▷詳細：6ページ

# 育児休業を取得中の方へ②



**育休中の方は、申請時に  
意思表示ができます！**

**※右画像は申請書の一部となります。**

**利用調整調査票（その1）**

◎ 父母の状況 該当する箇所に「○」印若しくはチェックまたは必要事項を記入してください。

		父親の状況	母親の状況
		勤務中・就労内定 育休中（育休短縮：可・不可 育休延長：可・不可）	勤務中・就労内定 育休中（育休短縮：可・不可 育休延長：可・不可）
保 育 が	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	<p>※現在育休中の場合の利用調整の希望について、いずれか一つのみチェックをつけてください。 （後順位の取扱い（選択肢②）となっても、育児休業給付金の受給において不利に働くことはありません。）</p> <p><input type="checkbox"/> ① 私は、利用調整において通常通りの順位付けとなることを希望します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ② 私は、育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不服はありません。 （本事項に該当しなくなった場合はすみやかに申し立てます）。</p>		

（↓利用調整調査票（その1） \* 右上画像の二重線枠部分を抜粋）

※現在育休中の場合の利用調整の希望について、いずれか一つのみチェックをつけてください。  
（後順位の取扱い（選択肢②）となっても、育児休業給付金の受給において不利に働くことはありません。）

- ① 私は、利用調整において通常通りの順位付けとなることを希望します。
- ② 私は、育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不服はありません。（本事項に該当しなくなった場合はすみやかに申し立てます）

**重要!**

**②にチェックを記入した方は、通常通りの順位付けではなく、後ろの順位付けとなります。  
また、申請書を窓口へ提出する前に記入し終えた申請書のコピーを取っておきましょう！  
育児休業の延長の手続きにて必要となります。**

# 内定後の流れについて(保育施設の場合)

## ★ 内定の連絡時期 (区役所－保護者)



### 年度途中の内定者(都島区の場合)

入所月の前月20日前後に  
区役所より電話にて連絡



### 一次調整の内定者

1月末頃に区役所より  
郵送にて連絡

### 二次調整の内定者

2月末頃に区役所より  
郵送にて連絡

## ★ 内定の連絡を受けた後 (内定施設－保護者)

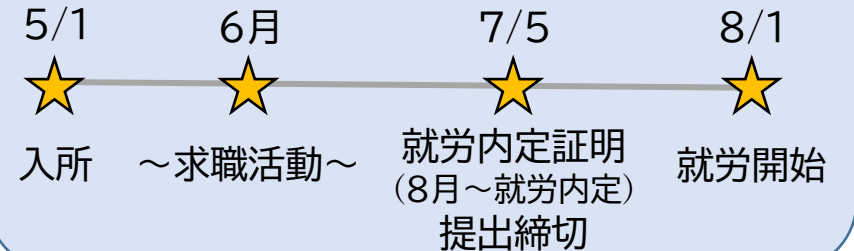
内定施設にて面談あるいは、説明会へ参加等の流れになります。  
そして、入所後は**慣らし保育**があります。

## ★ 入所後、提出していただく書類について (区役所－保護者)

育休中…入所月中または、入所日から30日以内に復職、入所月の翌月末に復職証明書を提出。  
就労内定…入所月中または、入所日から30日以内に就労開始、入所月の翌月末に就労証明書を提出。  
求職活動…入所日から90日を経過する日の翌月(月初)までに就労開始、  
原則、就労開始期限月の前月5日までに就労(内定)証明書等を提出。

(例) 求職活動の要件で5月入所

\*最大でこの流れで就労開始していただく必要があります。



# 慣らし保育について(保育施設の場合)

## ★ 慣らし保育とは？

保育施設での生活にお子さんが慣れるために、**入所後1～2週間程**かけて**徐々に保育時間を増やしていく期間**のことをいいます。



## ★ どのくらいの時間数から始まるの？

0～2歳児の場合、最初は2時間程から始まり、1・2週間程かける場合が多いです。

3～5歳児の場合は、半日から始まり2・3日で終了する場合があります。

**時間数や日数など、施設やお子さんの体調等によって異なりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。**

## ★ 育休中・就労内定の場合

入所月中に復職・就労開始していただく必要があります。

そのため、慣らし保育を踏まえた復職日・就労開始日の相談を家族や勤務先と事前に行っておくことをおすすめいたします。





# 保育必要量とは？



## ★ 保育必要量とは？

保育施設等を利用できる時間のことをいい、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があります。基本、保護者の方の就労時間などに応じてどちらかの認定を区役所が決定いたします。

	保育標準時間認定	保育短時間認定
利用時間	1日に最大11時間	1日に最大8時間
認定例 (就労の場合)	月120時間以上就労する ※保護者の方それぞれが上記該当の場合	月48時間以上120時間未満就労する ※保護者の方のいずれかが上記該当の場合



施設によって「**最大開所時間**」と「**保育標準時間認定の利用時間**」と「**保育短時間認定の利用時間**」が決められています。

(例) Mさん(保育短時間認定)-A保育園利用中 →

\* A保育園について ↓

最大開所時間…………… 7:30～19:30

保育標準時間の利用時間… 7:30～18:30

保育短時間の利用時間…… 8:00～16:00

☆ある日…

残業のため16:00までにお迎えが間に合わない…  
→最大の開所時間内であれば別途延長保育料を支払い、延長保育を利用することができます。

(※施設によって、保育短時間認定用に延長保育を利用できる時間が設定されている場合があります。)



～よくある質問～



# うちの子って何歳児になるの？

4月1日時点の年齢でその年度のクラスが分かります。

(例) 令和8年4月1日時点で0歳であれば、令和8年度は0歳児クラスとなります。0歳児クラスで過ごす中で誕生日が来ると1歳になるため、進級時(令和9年度)は、満1歳の状態で1歳児クラスへ進級となります。



2026(令和8)年度クラス年齢早見表			
5歳児	(2020) 令和	2年4月2日～令和	3年4月1日
4歳児	(2021) 令和	3年4月2日～令和	4年4月1日
3歳児	(2022) 令和	4年4月2日～令和	5年4月1日
2歳児	(2023) 令和	5年4月2日～令和	6年4月1日
1歳児	(2024) 令和	6年4月2日～令和	7年4月1日
0歳児	(2025) 令和	7年4月2日～	




保育料について…保育料試算方法(保育施設の場合)▷詳細：11ページ  
無償化の対象▷詳細：15ページ





# 認可外保育施設と認可保育施設の違いってなに？

	認可外保育施設	認可保育施設
該当施設	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">認可外 保育施設</div><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">企業主導型 保育事業</div><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">ベビーシッター</div><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">院内保育所</div></div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">認定 こども園</div><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">保育所</div><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">地域型 保育事業</div></div>
設置基準	厚生労働省が定める認可外保育施設の基準	厚生労働省が定める児童福祉施設の基準 また、大阪市が定める基準
利用料金	各施設が設定	保護者の市民税額によって大阪市が決定
利用できる お子さん	保護者の方が「 <b>保育を必要とする事由</b> 」に 該当の有無に関わらず利用することができます。 ※施設によっては該当する必要がありますので、 一度お問い合わせすることをおすすめいたします。	保護者のいずれもが「 <b>保育を必要とする事由</b> 」に 該当する必要があります。
利用方法	利用希望施設へ申込む ※大阪市内の認可外保育施設について → 大阪市ホームページ 「認可外保育施設(届出対象)一覧」 	お住まいの区の保健福祉センターへ申込む



# 企業主導型保育事業ってなに？

## 企業主導型保育事業とは…

主に企業で働く従業員のために、企業のニーズに応じた柔軟な保育事業の設置・運営を支援するために設けられた制度です。各事業所には運営費が国から助成されます。

認可外  
保育施設

ベビーシッター

院内保育所

企業主導型  
保育事業

位置づけとしては認可外保育施設となります。

企業主導型保育事業

従業員枠

地域枠

施設によっては従業員の子どもの他に、地域にお住まいの方の子どもを受け入れる施設があります。空き情報は毎月1日に区ホームページにて公表しておりますが、最新の情報、詳細は各施設へお問い合わせください。



都島区ホームページ「企業主導型保育事業所の空き情報」

# 子育て支援について知りたい！






事業名	内容	備考
一時預かり事業	保護者の方が、仕事や病気などにより断続的または緊急・一時的に保育を必要とする場合や、育児負担の軽減のために保育を必要とする場合にお預かりします。	* 区内実施施設 都島第二乳児保育センター 御幸保育所 (認)東野田ちどり保育園 (認)内代まつのはな保育園 (認)なのはなこども園
病児・病後児保育事業	<b>【病後児保育施設】</b> 病気の回復期で保育所などに通うことができず、また保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合、お子さんをお預かりします。 <b>【病児保育施設】</b> 回復期に至らないお子さんをお預かりできる施設もあります。	* 区内実施施設 都島友渕乳児保育センター(病後児) なのはな病児病後児保育室(病児)
ファミリー・サポート・センター事業	子育てを援助してほしい人(依頼会員)と、子育てを援助したい人(提供会員)がお互いに信頼関係を築きながら子どもを預けたり、預かったりする子育て援助活動です。	* 活動内容(一部) ・保育・教育施設への送迎 ・子どもの体調不良時の預かり ・育児に伴う負担軽減の場合の預かり

**重要!**

上記の事業は、それぞれ事前に登録等が必要となります。  
登録は希望施設や、ファミリー・サポート・センターにて行ってください。(※区役所では受付けしていません。)

# 子育て支援について



事業名	ホームページ	QRコード
一時預かり事業	大阪市ホームページ 「一時預かり」	
病児・病後児保育事業	大阪市ホームページ 「病児・病後児保育事業」	
ファミリー・サポート・センター事業	大阪市ホームページ 「ファミリー・サポート・センター事業」	



## 都島区内の子育て支援施設の情報について

都島区ホームページ  
「子ども・子育て情報ページ」 →



上記ホームページには、  
お子さんを連れて遊びに行ける子育てサロンや  
保育・教育施設の園庭・室内開放の日程、  
育児相談ができる場所の情報など掲載しています♪

園見学がてら、保育所や幼稚園の  
園庭開放に参加するのもひとつです。





# 保育料の無償化の対象は？



※令和6年9月より認可保育施設の  
無償化の対象が第2子まで広がりました

無償化の対象について	
区内 該当施設	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;">保育所</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; text-align: center;">認定 こども園</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; text-align: center;">市立桜宮 幼稚園</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; text-align: center; margin-left: 20px;">都島区内私立幼稚園 ( 都島中野 )</div> </div>
対象者	<div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3～5歳児クラスのお子さん</li> <li>○ 住民税非課税世帯の0～2歳児クラスのお子さん</li> <li>○ 第2子以降のお子さん</li> </ul> <p>※上記に該当しない場合 決定された保育料を毎月支払っていただくことになります。</p> </div> <div style="flex: 1; padding-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3～5歳児クラスのお子さん</li> <li>※満3歳から対象</li> </ul> </div> </div>
保育料	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">無償</div> <div style="width: 50%;">月額25,700円を上限に給付</div> </div>
諸経費	<p><b>制服代、食材料費(主食費・副食費)、行事費などは、保護者の負担</b>となります。</p> <p>※ただし、3～5歳児クラスのお子さんのうち、 年収約360万円未満の世帯及び、全ての世帯の第3子以降のお子さんについては、 副食費(おかず代)の徴収が免除されます。</p>



○歳児クラスに関して…▷詳細：12ページ / ○号認定に関して…▷詳細：3ページ



# 園見学って何を見たらいいの？

～園見学までの流れ～

- ①見学を希望する園へ問い合わせる
  - ②スケジュールを合わせる
  - ③園へ見学に行く
- ※園によっては説明会等を実施している場合があります。

## チェックポイント✓



例えば…

- 園の場所(通園距離)は？
- 保育時間や休園日は？
- 延長保育や土曜保育の有無は？
- 園の方針や特色は？
- 園や先生方の雰囲気は？
- お弁当はあるのかな？
- 保育料以外の費用は？
- 行事は？
- 慣らし保育は？
- アレルギー対応は？
- 小規模保育園の場合、連携施設は？

## 保育所・認定こども園(2・3号認定)・地域型保育事業をお考えの方へ

おうちで  
できることあります♪

大阪市ホームページ  
「保育施設等一覧(基本情報)」



このご時世、園見学が難しい場合があります。  
このページには開園時間から実費徴収の情報など様々な情報が掲載されています。参考までにご覧ください。

年度途中の入所を  
希望する方へ

大阪市ホームページ  
「保育施設等の空き情報」



年度途中の入所を希望する方に向けて、毎月1日に各施設の空き情報を公表しております。





# お知らせ



都島区子ども・子育てプラザ(中野町5-15-21)にて出張講座を開催する予定です。

## 令和7年度の講座予定について

	開催予定日 (時間10:00~11:00予定)	講座内容(予定のため変更の可能性があります。)
①	6月12日(木)	区内の保育・教育施設について
②	8月8日(金)	
③	9月5日(金)	一斉入所について (申請から結果までの流れ・必要書類など)
④	9月26日(金)	
⑤	3月6日(金)	子育て支援について (病児病後児事業・認可外施設・一時預かり事業など)

講座内容以外にも  
幼稚園などの情報提供や、  
個別相談も実施予定です。



# 子育て支援コンシェルジュの案内



保育サービスに関わる相談員です。  
子育てのサポートをさせていただきます！お気軽にご相談ください♪

受付  
日時

月曜日～金曜日(閉庁日を除く)  
9時30分～17時00分

◇子育て支援コンシェルジュが不在の場合は、区役所保育担当が  
対応させていただくことがあります。



06-6882-9889  
(予約・電話相談可)

受付  
窓口

都島区役所  
2階23番(こども教育)

◇ご相談は電話でもお受けしております。  
◇ご予約なしでも相談は可能ですが、ご予約された方を優先させていただきます。

窓口での相談希望の方へ  
オンラインで予約できます！

